

2021年4月～

協定届や決議届の様式に協定当事者の適格性に 係るチェックボックスが新設されます。

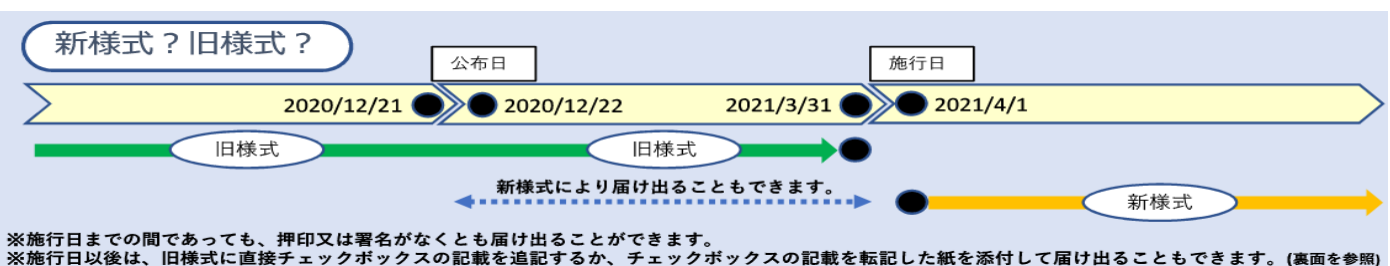
協定当事者の適格性に係るチェックボックスを新設する届



※届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※届について、記名はしていただく必要があります。

※届について、チェックボックスへのチェックが必要となります。

- ①様式第1号（貯蓄金管理に関する協定届）
- ②様式第3号の2（1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届）
- ③様式第3号の3（清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届）
- ④様式第4号（1年単位の変形労働時間制に関する協定届）
- ⑤様式第5号（1週間単位の変形労働時間制に関する協定届）
- ⑥様式第9号（時間外労働・休日労働に関する協定届）
- ⑦様式第9号の2（時間外労働・休日労働に関する協定届（限度時間を超えて時間外労働・休日労働を行わせる場合（特別条項））
- ⑧様式第9号の3（時間外労働・休日労働に関する協定届（新技術・新商品の研究開発業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合））
- ⑨様式第9号の4（時間外労働・休日労働に関する協定届（適用猶予事業・業務に従事する労働者に時間外労働・休日労働を行わせる場合））
- ⑩様式第9号の5（時間外労働・休日労働に関する協定届（事業場外労働に関する協定の内容を付記して届け出る場合））
- ⑪様式第9号の6（時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届）
- ⑫様式第9号の7（時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届）
- ⑬様式第12号（事業場外労働に関する協定届）
- ⑭様式第13号（専門業務型裁量労働制に関する協定届）
- ⑮様式第13号の2（企画業務型裁量労働制に関する決議届）
- ⑯様式第14号の2（高度プロフェッショナル制度に関する決議届）



- 主要な新様式のダウンロードはこちらへ 
- 旧様式にチェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出る場合は、裏面をコピーしてご利用ください。
- 協定書や決議書における労使双方の押印又は署名の取り扱い等押印及びチェックボックス関係のQ&Aはこちらへ 



<留意事項>

- ※ 改正前の労働基準法施行規則に基づく様式（以下「旧様式」という）を使用する場合には、旧様式に協定当事者に関するチェックボックスの記載を直接追記するか、チェックボックスの記載を転記した本紙を添付して届け出ることができます。
- ※ 本紙を添付して届け出の場合には、届け出る省令様式に対応するチェックボックスにチェックした上で、それ以外のチェックボックスの記載部分に斜線を引くなどしてください。

○様式第1号

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者代表が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

○様式第3号の2、第3号の3、第4号、第5号、第9号、第9号の2、第9号の3、第9号の4、第9号の5、第12号、第13号

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

（チェックボックスに要チェック）

○様式第9号の6、第13号の2、第14号の2

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

（チェックボックスに要チェック）

○様式第9号の7

上記委員会の委員の半数の推薦者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数の推薦者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

（チェックボックスに要チェック）